

ミッチェルのコモンズ論

—コモンズ『資本主義の法理的基礎』をめぐる—¹⁾

塚 本 隆 夫²⁾

I はしがき

本稿の目的は、ジョン・R・コモンズ (John Rogers Commons, 1862-1945) の経済学が、「進化論的経済学」であることを示す点にある。このためコモンズと同時代の代表的な制度主義者であるウェズレー・C・ミッチェル (Wesley Clair Mitchell, 1874-1948) によるコモンズ論を検討する。ミッチェルによるコモンズ論が公開されるまでコモンズは、一般に「労働経済学」の研究者として、またウィスコンシン州での改革推進者として認識されていた。しかし『資本主義の法理的基礎』(*Legal Foundations of Capitalism*, 1924)³⁾を契機に一躍「制度主義者」として扱われるようになった⁴⁾。こ

の契機となるものが、同書の書評論文であるミッチェルの「コモンズの資本主義の法理的基礎」(“Commons on the Legal Foundation of Capitalism,”)⁵⁾である。

コモンズは、『資本主義の法理的基礎』のなかで「所有権」の歴史的展開過程を検討している。というのもコモンズは、既存の経済学が「所有権」の分析を欠いているために、現代資本主義の中核である「無形資本」の把握に失敗している、と考えるに至ったからである。コモンズにとって、「財産」をめぐる考え方がどのようにして中世封建体制の中から産み出され、重商主義期にその法律が大きく発展し、現代資本主義の中核へと展開して来たのかが問われるべき研究テーマとなった。この研究成果がコモンズの著書『資本主義の法理的基礎』として結実した⁶⁾。

1) 本稿は、第20回進化経済学会大会(2016年3月26日、於：東京大学)に提出した報告稿「ミッチェルのコモンズ論—コモンズ『資本主義の法理的基礎』をめぐる—」<http://webpark1746.sakura.ne.jp/jafee2015/pdf/TsukamotoTakao.pdf> [セッション「J. R. コモンズ『制度経済学』と新発見された1927年草稿との比較分析」オーガナザー：宇仁宏幸(京都大学)]を大幅に加筆修正したものである。

2) E-mail: tsukamoto.takao@nihon-u.ac.jp

3) Commons, John. R., *Legal Foundations of Capitalism*, New York, The Macmillan Company, 1924 [新田隆信他訳『資本主義の法理的基礎』(上巻)コロナ社, 1964年。] 本書の極めて簡単な概略は、加藤健「J. R. コモンズの経済思想とアメリカにおけるウェルフェアの実現」『経済論叢』, 京都大学経済学会, 第187巻, 第1号, 2013年, 37ページ, 脚注3を参照されたい。

4) Rutherford, Malcolm, “Institutionalism Between the Wars,” *Journal of Economic Issues*, Vol.34, No.2, 2000, p.293. 拙稿「旧制度学派の盛衰—ラザフォードの所説を中心に—」『日本大学経済学部経済科学研究

所 紀要』日本大学経済学部, 第30号, 2001年, 18ページ。

5) Mitchell, Wesley C., “Commons on the Legal Foundations of Capitalism,” *The American Economic Review*, Vol.14, No.2, 1924, pp.240-253.

6) ミッチェルによれば、「コモンズ教授が『資本主義の法理的基礎』の中で明らかにしたのは、次のことであった。すなわち、どのようにしてイギリスで裁判官が旧来の封建領主の権力を発生期にある私有財産権に適合するように徐々に造り直して行ったのか。どのようにして君主の大権と並んで慣習法が個人の関係を規制するように作り上げたのか。どのようにして支払いの約束や良い評判である暖簾 (good will), 順調に行っている商売である継続事業体 (going concerns) が財産権であると合法化したのか、ということであった。首席裁判官のマンズフィールド (Chief Justice Mansfield) によって重商主義の法律が大きく発展したのは、

当初、『資本主義の法律的基础』は、『制度経済学』を組み込んだ1巻本として刊行される予定であった。しかしミッチェルの助言に従い、コモنزは、その第1巻を『資本主義の法律的基础』とし、第2巻を『制度経済学』(*Institutional Economics*, 1934)とした⁷⁾。

18世紀の中ごろであった。」Mitchell, Wesley, C., *Business Cycles: The Problem and Its Setting*, New York: National Bureau of Economic Research, 1927, p. 71 [春日井薫訳『景気循環I—問題とその設定』文雅堂書店, 1961年, 99-100ページ。] 本稿で邦訳書のページ数を挙げているが、本稿での邦訳は、必ずしも邦訳書に従っている訳ではない。

⁷⁾ Dorfman, Joseph, "The Mutual Influence of Mitchell and Commons," *American Economic Review*, Vol.48, No.3, 1958, pp.405-408.

Commons, J. R., *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, Madison, The University of Wisconsin Press, 1961 (original: The Macmillan Company 1934.) [中原隆幸訳『制度経済学—政治経済学におけるその位置』(上巻), ナカニシヤ出版, 2015年。]

訳者の中原によれば、「実のところ、M・ラザフォードやG・M・ホジソンなどの、制度経済学研究者や学説史研究者のそれを除けば、コモنز研究が、日本はおろか世界においても、スミス研究やケインズ研究のごとく経済学者たちの耳目をいまも集め続けているとは言い難い。その限りで、コモنزは『忘れられた』経済学者であるかもしれない。今日、コモنزの名が語られるとすれば、彼はヴェブレンやミッチェルらとともに『制度派経済学』の基礎を築いた一人であり、『労働経済学』という応用分野への寄与が認められる経済学者である、というものではないか」とされる。中原隆幸「訳者あとがき」『制度経済学』389ページ。

さらに寺川隆一郎によれば、「同時代のコモنزの理論的著作への反応に目を向けてみれば、わずかにミッチェルが好意的に反応を示した(…)ほかは、おおむね否定的(…)か、当惑したものであった」。寺川隆一郎「ジョン・R・コモنزと『アメリカ精神』—エリック・フェーゲリンの議論を手がかりに—」『相関社会科学』東京大学大学院総合文化研究科, 第24号, 2015年, 64ページ。

とは言えコモنزは、1917年にアメリカ経済学会(American Economic Association)の会長を務めている。またコモنزに助言を与えたミッチェルも1924年に同学会の会長を務めており、1947年に同学会からフランシス・A・ウォーカー(Francis Amasa Walker, 1840-1891)を記念したフランシス・A・ウォー

そこで本稿においては、コモنزに助言を与え、しかもコモنزを一躍「制度主義者」として世に認識させたミッチェルの書評論文「コモنزの資本主義の法律的基础」を再検討することを通じ、コモنزが論じる所有権の発生と展開の過程を考察する。この論文で注目すべきは、ミッチェルがコモنزの『資本主義の法律的基础』の前半を割愛し、後半に議論的を絞っている点である。

コモنزは、「財産(property)と自由(liability)の両方についての多様な意味合いがあるのは、何世紀にもわたる法制史の歴史の所産である。……。[この2つについての]現代の観念には、2つの源泉[がある。]その1つは王の特権(royal prerogative)であり、もう1つがコモン・ローである」⁸⁾と論じている。ミッチェルはこの書評論文において、コモنزの「分析と歴史の両方に浸透しているものは、裁判所の判決が最も重要であるという確信である。コモنز教授は経済進化

カー記念メダル(Francis A. Walker Medal)が授与されている。

制度主義者が同学会の会長を歴任している状況は、Rutherford, Malcolm, *The Institutional Movement in American Economics, 1918-1947: Science and Social Control*, New York, Cambridge University Press, 2011, p.7, fn.7を参照されたい。

加えて、近年においてもアメリカ進化論的経済学会(The Association for Evolutionary Economics)の機関誌*Journal of Economic Issues*に掲載されている論文に、コモنزへの言及がたびたび見られ、再評価の機運が高まっているように見受けられる。

コモنزの再評価は、O・ウィリアムソン(Oliver E. Williamson)が「取引費用」をめぐるコモنزに言及したことが、その発端の一つともなっている。両者の関係については、Dugger, William, "The Transaction Cost Analysis of Oliver E. Williamson: A New Synthesis?" *Journal of Economic Issues*, Vol.17, No.1, 1983, pp. 95-114, および内田成「ジョン・R・コモنزとオリバー・E・ウィリアムソン—取引費用理論に関する一研究—」『埼玉学園大学紀要(経営学部編)』, 第12号, 2012年, 47-60ページを参照されたい。

⁸⁾ Commons, J. R., *Legal Foundations of Capitalism*, p.214.

を過程として見て」(p.243)⁹⁾ いる、と論じる。こうしてミッチェルは、コモンズの経済学説が制度を研究する「制度の経済学」にとどまるだけではなく、ソースタイン・B・ヴェブレン (Thorstein B. Veblen, 1857-1929) の系譜を引き継ぎ、制度の進化過程を研究する「進化論的経済学」(“evolutionary economics”)¹⁰⁾ であるとしている¹¹⁾。

周知のようにアメリカ制度派経済学¹²⁾ は、19世紀末から20世紀初頭にかけてヴェブレンがその基本的枠組みを提唱し、その後、ミッチェル、コ

モンズらが中心になってその基礎が構築されていった。ヴェブレン自身は、自らの経済学を「進化論的経済学」と呼称した。ミッチェルの経済学は、統計手法を用いた景気循環の分析として知られている。アメリカ制度派経済学の研究者として著名なアラン・G・グルーチャー (Allan G. Gruchy) は、コモンズの経済学を「集団〔行動〕の経済学」(Collective Economics) と評している¹³⁾。

コモンズの代表的著作として、『資本主義の法理的基礎』、『制度経済学』、それに死後出版された『集団行動の経済学』(*The Economics of Collective Action*, 1950)¹⁴⁾ が挙げられる。これら3つ

9) 本稿で特に断りなくページ数が記載されている場合、Mitchell, W. C., “Commons on the Legal Foundations of Capitalism.” のページ数を示す。

10) T. Veblen, “Why is Economics Not an Evolutionary Science?” in *The Place of Science in Modern Civilization: And Other Essays*, New York, Russell and Russell, 1961 (original 1919), pp.76, 77. ヴェブレンに従えば、既存の経済学はダーウィン以前の科学である。それは「経済分類学の体系」(a system of economic taxonomy, *ibid.*, p.67) に過ぎない。如何に事実に基づくデータに依拠しようとも、「誤った人間性の概念」(a faulty conception of human nature, *ibid.*, p.73) を受け入れているために、「自然法」(“natural law”) を究極の条件 (*ibid.*, p.61) とする目的論的 (teleological) 思考 (*ibid.*, p.75) に拘束されている。ヴェブレンの当該論文については、拙稿「ヴェブレンの経済学批判の基本的視点——その進化論的経済学をめぐって——」『日本大学経済学部経済科学研究所 紀要』第7号、1983年、165-183ページを参照されたい。

11) Wesley C. Mitchell, *Types of Economic Theory: From Mercantilism to Institutionalism*, ed. by Joseph Dorfman, New York, Augustus M. Kelley, 1969, Vol. 2, pp.701-736. 拙稿「ミッチェルのコモンズ論—コモンズの集団行動の経済学」『経済集志』日本大学経済学部、第85巻、第4号、2016年、11-29ページ。

12) マルコム・ラザフォード (Malcolm Rutherford) によれば、「制度主義」(“Institutionalism”) という呼称は、1918年の「アメリカ経済学会」(American Economic Association) の大会で、ウォルトン・ハミルトン (Walton Hamilton) をはじめ J・M・クラーク (J. M. Clark) らに命名されたものである。「制度派経済学」(“institutional economics”) という名称が文献上に出てくるのは、この時期以降である。Rutherford, Malcolm, *The Institutional Movement in American Economics, 1918-1947*, p.3.

13) Allan G. Gruchy, *Modern Economic Thought: The American Contribution*, New York, Prentice-Hall, Inc., 1947, pp.133-243.

14) Commons, J. R., *The Economics of Collective Action*, New York, The Macmillan Company, 1950 [春日井薫、春日井敬訳「集団行動の経済学」東京文雅堂書店、1958年。] 本書の書評として小原敬士「ジョン・R・コモンズ集団行動の経済学」『季刊 経済研究』、第3巻、第1号、1952年、73-75ページがある。小原によれば、本書の「中心課題は、人間の『集団行動』(collective action) による合理的価値 (“reasonable” value) の実現過程を究明することにある」(74ページ)。コモンズ自身の言によれば、「20世紀における集団による経済行動の3つの主要な種類は、株式会社 (the corporations), 労働組合、そして政党である」。John R. Commons, *The Economics of Collective Action*, p.23 [『集団行動の経済学』27ページ]。

J. ドーフマン (Joseph Dorfman) によれば、コモンズの「死後出版された『集団行動の経済学』(*Economics of Collective Action*, 1950) は、『制度経済学』の続編である。コモンズが元々計画していた続編は、『調査の経済学』(“Investigational Economics”) と称するものであった。」(Commons to Mitchell, March 30, 1937, in Joseph Dorfman, “The Mutual Influence of Mitchell and Commons,” in *The American Economic Review*, June 1958, p.407) in Mitchell, W.C., *Types of Economic Theory*, Vol.2 p.717.

コモンズの本書について、経営学からのアプローチとして、長坂寛・田中一郎「制度学派的経営学における J. R. コモンズと彼の業績に対する所見」『松蔭大学紀要』、松蔭大学、16号、2013年、151-185ページがある。ここでは、コモンズの略歴については Perlman, Selig, “John Rogers Commons, 1862-1945,” *American Economic Review*, Vo.35, No.4, 1945, pp.782-

の著作の関係について、『集団行動の経済学』を編集したK・H・パーソンズ(Kenneth H. Parsons)はその「緒論」で、『集団行動の経済学』がコモنزの「長年に渡る研究生活の頂点である。本書〔『集団行動の経済学』〕においてコモنزは初めて、容易な言葉づかいで基本的な考え(basic ideas)を説明しようとした。…、『資本主義の法律的基礎』(Macmillan, 1924)と『制度経済学』(Macmillan, 1934)は研究論文であり、本書は解説書である。／しかしジョン・R・コモنزにとって解説は、創造でもある。…、本書が、それゆえに、コモنزの思想を理解するにあたり最初に読むべき著作であるのは理に適っている¹⁵⁾と論じている。

とすれば、「研究論文」とされるコモنزの主著『資本主義の法律的基礎』と『制度経済学』とは、どのように関係しているのだろうか。ミッチェルに従えば、中世封建体制のなかで産み出された「所有権」概念が、近代資本主義の中核である無形資本となっていく過程を把握するために、所有権をめぐる「裁判所が規定した行動の共通法則の一般的な発達を研究」¹⁶⁾したものが、『資本主義の法律的基礎』であった。そして所有権を明白に認識することがなぜ現代経済の中で重要なのかを、「稀少性と効率性」から説き明かし、利害の衝突を緩和し、どのように利害関係者の相互依存と協力を社会にもたらすことができるのかを、「適正価値の原理」(“principles of reasonable value”)¹⁷⁾を提示することで解き明かしたものが、『制

度経済学』である¹⁸⁾。

本稿におけるミッチェルの議論の概要を予め示しておこう。

コモنزが構築した理論は、コモنزの経験に由来する。それ故にミッチェルは、コモنزの経験を踏まえた上で、コモنزの経済理論が理解される必要がある、と主張する。コモنزは、ウィスコンシン州で労働立法の草案作成とその成立に尽力した。立法措置によって労働問題を解決するには、その法が裁判所によって合憲と判断されねばならない。そこでコモنزは、裁判所の判決の研究に向かった。商取引に際し、取引の関与者の行動は、商慣習と判決の積み重ねによって、型に嵌められ、標準化されていることを示す。「そうした判決は、今日のアメリカの裁判所を、おぼろげな中世の判決に縛り付けている」(p.244)¹⁹⁾ことが浮き彫りにされた²⁰⁾。しかもアメリカ資本主

理的価値」と訳出している。伊藤文雄『コモنز研究—産業民主主義への道—』同文館、1975年。加藤健は「その場に応じた程よい価値」としている。加藤健「J. R. コモنزの経済思想とアメリカにおけるウェルフェアの実現」、46-48ページ。

18) 拙稿「ミッチェルのコモنز論—コモنزの集団行動の経済学—」、14ページ。

19) Commons, John. R., *Legal Foundations of Capitalism*, p.22 [『資本主義の法律的基礎』, 27ページ。]

20) 「教義に捕らわれない知性と運動の奮闘の間には、実り多い相互作用が同じようなパターンを示している。コモنزは、こうしたパターンを過去の歴史に当て嵌めた。コモنزは、このようにして人々の関心を引き付ける理論を構築するに至った。このようなコモنزの理論とは、集団の慣習(group custom)とコモン・ローの相互関係をはじめとして、新たな社会階級の登場、およびそうしたものを承認させる闘争についてのものであった。コモنزの『資本主義の法律的基礎』のなかでコモنزは、『地代交渉』(“rent bargain”)をめぐる闘争においてどのようにして貴族(barons)がイングランドの王を、全国津々浦々までの所有者から地租(land tax)の受取人の地位へと引きずり下ろしたかを示した。しかもこの地租は、貴族の代表者たちと王の代理人との団体交渉によって決められた。同様にしてイングランドの商人は、定期市で開催された簡易裁判所〔かつてのイングランドにおい

786. コモنزの理論についてはParsons, Kenneth, H., “John R. Commons’ Point of View,” *The Journal of Land & Public Utility Economics*, University of Wisconsin Press, Vol 18, No.3 1942, pp.245-266が訳出されている。なおパールマンとパーソンズの論文は、『集団行動の経済学』においても、「緒言」と「附録3」として既に訳出されている。

15) J. R. Commons, *The Economics of Collective Action*, pp.v-vi [『集団行動の経済学』11-12ページ]。

16) Wesley C. Mitchell, *Types of Economic Theory*, Vol.2, p.720.

17) コモنزの“reasonable value”を、伊藤文雄は「合

義の論理は、「財産と自由を全く同じ1つの概念に結合している」(p.248) ことが明らかにされる。しかし所有権と自由についての考え方は、固定したものではない。時代を通じて変化している。これを明確に示す証拠は、裁判所の判決が中世から現在まで積み重ねてきた変化の過程に見いだされる。利害の衝突に対し裁判所は、「適正価値」に基づいて判決を下してきている。その判決の基準である「適正価値」自体も、慣習の変化に応じて、変化の過程に服している。コモンズの時代に起こっている新たな労働問題を巡る利害の衝突に上手く対処するには、過去に新たな慣習に対し裁判所が「正義衡平法」(equity) で対処したのと同様な対処が、早急に求められている。

以上がミッチェルのコモンズ論の概略である。

て定期市 (fair) や市場で開かれたもので、行商人と地元の商人の間の紛糾などを裁いた裁判所である。“Court of Dusty Feet,” “Court of Piepoudre (s)” と呼ばれる] への参加を通じて、自分たち仲間内での慣習を裁判長に押し付け始めた。というのも裁判長は、自分が知らない空白の領域をこのようにして〔商人たちによって〕満たされることを進んで受け入れたからであった。こうしたさほど印象に残らないような発端から、数世紀に渡って少しずつ裁判官たちに浸透していくという過程を通じて、〔裁判官たちは〕イングランドの繁栄 (the Commonwealth of England) にとって商人の重要性が増していくのをだんだんと理解して行った。しかもそのような商人階級は状況が変わるごとにそれに適合するような慣習を絶えず作り出していた。こうしたことを通じて商人たちの慣習は、商法 (law merchant) となり、そしてついにはその商法はコモン・ローに組み込まれるに至った。このような重大な帰結をもたらしたものは何かと言えば、商人階級による努めてやまないごり押しであった。裁判官は、教義に捕らわれない知識人であったので、身分が低い人たちの押し付けを吸い上げるのに躊躇しなかった。その結果、こうした商慣習が裁判所の節 (ふるい) に掛けられ、却下された商慣習もあれば、受理された商慣習もあった。受理された商慣習は、法が変更される形式の観点から受理可能と見做された。知力を伴う手続きが採用され、財産の意味が単なる『物理的』財産から『無体』 (“incorporeal”) 財産、そして『無形』 (“intangible”) 財産へと拡張された。〔Commons, J. R., *The Economics of Collective Action*, pp.34 『集団行動の経済学』 45 ページ。〕

ではミッチェルの整理にそって、中世封建体制のなかから資本主義が産み出されていく過程で裁判所がどのような役割を果たしてきたのかについてのコモンズの議論を見て行こう。

II 『資本主義の法理的基礎』の枠組み

1. 判例研究に至るまでの歩み

ミッチェルの所説にそって、コモンズがどのようにして『資本主義の法理的基礎』に至ったのかを見ることから始めよう。これがコモンズ理解の大きな一助となる、とミッチェルは考える²¹⁾。

『資本主義の法理的基礎』を公刊するまでのコモンズは、もっぱら労働問題を取り扱い、ウィスコンシン州の税制をはじめ労使関係、最低賃金や失業保険制度をめぐる指導的な役割を果たしていた。コモンズはまさに実践を重んじていた。「このためコモンズは、理論を軽視していたのではないか」(p.240) とと思われるかもしれない、とミッチェルは懸念を示す。

ミッチェルによればコモンズは、正統派経済学の考え方を作り直して、これまでの経験を踏まえた事実と辻褄が合うようにしようとする苦闘を重ねていた²²⁾。こうした試みは、コモンズが1880年代にジョンズ・ホプキンズ大学 (Johns Hopkins University) で、R・T・イリー (Richard T. Ely, 1854-1943) の指導を受けていたときから始まっていた²³⁾。コモンズの帰結は、「裁判所が経済問題を扱

²¹⁾ 後に『制度経済学』のなかでコモンズ自身も述べているように、「私〔コモンズ〕の考え方は、私が集団行動に参加したことに基づいている」。Commons, J. R., *Institutional Economics*, p.1 [『制度経済学』上巻, 5 ページ]。ミッチェルはコモンズのこの記述を受けて、『制度経済学』がコモンズの「個人行動の極めて並外れた記録である」と論じている。Mitchell, W. C., *Types of Economic Theory*, Vol.2, p.717.

²²⁾ A. G. グルーチーの言によれば、「ヴェブレンの場合と同じように、コモンズは当時の伝統的経済理論が提供していた分析の妥当性に疑いを抱くようになった」。A. G. Gruchy, *Modern Economic Thought*, p.135.

²³⁾ コモンズの『資本主義の法理的基礎』の「序文」

う方法」であった。かくしてコモنزは、「裁判官が所与の状況下でどのような判決を下すのか」を熟考した。コモنزは判例研究に多くの時間を費やした。「次第にコモنزは、法制史と法理論に精通するようになり、この分野ではアメリカの経済学者は恐らく相手になるものはいなくなった」(p.240)。こうしてコモنزのなかで、1つの問題を巡って焦点が絞られてきた。その問題こそが『資本主義の法的基礎』のテーマであった。本書の議論は、既存の経済学が通常対象とする領域を超える範囲に及んでいる、とミッチェルは述べる。

『富の分配』(*The Distribution of Wealth*, 1893)は、コモنزの最初の著作であった。ミッチェルによれば、このなかでコモنزは、「経済学の概念と法学の概念とを結び付けよう」(p.241)とした。しかしながらコモنز自らが記しているように、「融和(mix)しないものを融和させようと努めた」(p.241)が、この「融和」は上手く行かなかった。

ミッチェルに従えば、コモنزは、社会改革の実践を通じて、経済学と法学との2つの要素を融和させるやり方があるに違いない、と確信するようになった。コモنزは、ウィスコンシン州で法案の起草に携わっていた。そこで気づいたのは、経済理論と法理論とが、労働問題や公益事業の規制に関わっている、ということであった。法案が合憲となるためには、裁判所に支持されねばならない。それには経済問題に関する裁判所の判決を研究する必要があった。ここで問われたのは、「裁判所が適正価値で意味するのは何か」であった。というのも「裁判所の判決から窺われるのは、『適

によれば、「本書の目的は、進化論的かつ行動主義的、というよりもむしろ自発的意志に基づく(volitional)価値の理論を作り出そうとするものである。これは、35年前にジョンズ・ホプキンス大学で私をいつも励ましてくれた恩師であるリチャード・T・イリーの指導のもとで始まった。」Commons, J. R., *Legal Foundation of Capitalism*, p.vii [『資本主義の法的基礎』vii ページ。]

正』であれば、何でも支持されていた」(p.241)²⁴⁾からであった。

コモنزは、ほどなくヴェブレンの議論から問題の糸口を見出した。それは、「進化論的な価値論は、社会生活の習慣と慣習から組み立てられねばならない」(p.241)²⁵⁾、というものであった。この観点からコモنزは、社会慣習に関する本質的な素材、すなわち裁判所の判決に取り組んだ。フランス重農主義のF・ケネー(François Quesnay, 1694-1774)からK・G・カッセル(Karl Gustav Cassel, 1866-1945)までの経済学者たちを、イングランドの法律家コーク(Sir Edward Coke, 1552-1634)から法学者でアメリカ大統領と連邦最高裁判所長官を務めたW・H・タフト(William Howard Taft, 1857-1930)までを「矛盾が無いように両立させようとした。…。コモنز教授と学生たちが気付いたのは、判決書に従って研究していることが、実は単に適正価値の理論だけでなく、資本主義の法的基礎であった」(p.242)²⁶⁾。

ミッチェルは、本書が「重要な書物」であると主張する。というのも、立法措置によって社会を改革しようとする人ならば、だれもが適正価値の問題に関心を持つし、誰もが法律家であり、価値についての理論家である。現代史に関心があれば、誰でも資本主義の発展に関心があるからだ²⁷⁾。だから誰もが、「コモنز教授の枠組みの中で自分が考えていることが分かる」(p.243)。

24) *Ibid.*, p.vii [同上訳, viii ページ。]

25) *Ibid.*, p.vii [同上訳, viii ページ。]

26) Cf. *ibid.*, p.viii [同上訳, viii ページ。] コモنزは、続けて重農主義から現代までの指導的な「経済学者の理論を再検討し、適正価値の理論を実際に当て嵌めることにつながるもう一冊の著作を用意している」と述べて、この時点で『制度経済学』を予告している。

27) とは言え、コモنزの「独創的な考え方は、[読者に]馴染むようには定義されていない」。しかも読者には、この手の問題について知識も十分にない、として本書が難解であると、ミッチェルも認めている。「実のところ、コモنز教授がだした結論の価値がどのようなものであるかに判断を下すには、まだ時期が熟していない」(p.243)とも述べている。

このようにミッチェルは、コモンズが『資本主義の法律的基礎』に至るまでの経過を踏まえることで、コモンズが何故に判例研究に取り組んだのかを説明している。

2. 資本主義の特質と2つの課題

ミッチェルは、コモンズ独自の「資本主義」の規定を示すことから、『資本主義の法律的基礎』の内容を論じ始める。そしてコモンズには、2つの課題が課されている、とする。ミッチェルの所説を追って行こう。

ミッチェルは、コモンズの「資本主義」の特質を次のように説明する。

『「資本主義の本質 (substance)」』は、資本主義がそこから発達してきた封建制度から区別されているように、『他人が使うために生産し、自分が使うために取得 (acquisition)』²⁸⁾するということである。もちろん生産と取得は、人間の活動、天然資源、所有権を意味している。資本主義の法律的基礎は裁判官が据えた。というのも裁判官は、ビジネスの領域に関わる財産や自由について、こうした考え方や慣行を妥当なものであるとして執行したからである」(p.243)。

ミッチェルによれば、資本主義を上述のような観点から捕えるならば、コモンズには2つの課題が生じる。

「その1つは、コモンズは、所有権と自由に関係してどのような考え方や慣行が営利企業に内在しているかを分析することで見出さねばならない。もう1つは、封建制度の下で

支配的であった所有権と自由に関する考え方や慣行が、どのようにして、資本主義の下で支配的となる全く異なった考え方や慣行へと転換するに到ったのか、という過程を描きださねばならない」(p.243)。

つまりコモンズには、「現状分析」と「歴史的発展過程の究明」という2つの課題がある。この2つの課題にとって裁判所の判決は、極めて重要である。「コモンズ教授は経済の進化を過程として見ており、その過程のなかで新しい行動様式が新たな必要と新たな好機に応じて現れ続ける」(p.243)という理解をしている。どのような新しい行動様式が選ばれるかは、最終的に裁判所の判断に依存する。裁判所は、自分たちが「善し」とする考え方や慣行を選び出し、これらを推進する。そして自分たちが「悪しき」と考える種類のものは抑制しようとする。「ダーウィンが生物学で主張した自然選択が演じる役割は、コモンズが経済進化の枠組みで主張した裁判所による選択が演じている、とも大まかにいえるであろう」(p.243)²⁹⁾。

コモンズの特質は、分析の「最も基本となる単位」(ultimate unit)を「取引」(transaction)とする点である。資本主義体制のもとでは、犠牲と満足のバランスを取って物々交換をする2名を考

²⁹⁾ このようなコモンズの進化過程に作用する選択の考え方は、「人為選択の理論である。ヴェブレンのそれは自然選択である」。Commons, J. R. *Institutional Economics*, p.657.

さらにコモンズは、『集団行動の経済学』のなかで「自然選択と人為選択、つまり目的を持たない (purposeless) 選択と目的を持った (purposeful) 選択と言う方が相応しいさらなる区別がある。…、法廷 (the Court) は、適正な慣習 (reasonable customs) を選択する…、慣習は変化するので、慣習の進化は、…、裁判所による人為選択である。」Commons, J. R. *The Economics of Collective Action*, p.193 [『集団行動の経済学』218ページ。]

コモンズの選択理論については、拙稿「J. R. コモンズの T. ヴェブレン論—その無形資産と「のれん」を中心に—」『経済論叢』、京都大学経済学会、第187巻、第1号、2013年、24ページを参照されたい。

²⁸⁾ *Ibid.*, p.21 [同上訳、26ページ。] コモンズのこの主張は、「資本主義」というよりも「交換経済」の特質を述べているように思われるかもしれない。しかしコモンズの「取引」概念を踏まえれば、コモンズの主張の妥当性が理解されるであろう。

えるのではなく、最低5名³⁰⁾が関わる取引が考察の対象となる。コモンズは3つの型の取引を考えているが、どの取引においても裁判官が「背後」に控えている³¹⁾。商取引 (business transactions) で関与者が「どのように振る舞うのかは、長年にわたって積み重ねられてきた裁判所の判決によって、型に嵌められ、標準化されている。そうした判決は、今日のアメリカの裁判所を、おぼろげながら中世の判例に縛り付けている」(p.244)。

コモンズは、『資本主義の法的基礎』で現状の所有権と無形財産の分析から始めている。しかしミッチェルは、この順序を逆にして、「資本主義が封建制度からどのように進化して現れたのかについてのコモンズの素描」から、本書に踏み込む。ミッチェルの議論を追って行こう³²⁾。

Ⅲ 中世封建体制における 財産の意味と自由の進化

1. 主権と財産の分離

イングランドの中世封建体制の中から、どのようにして「財産権」が産みだされ、それが無形財産までをカバーするように展開していったのか、そしてそれが現在のアメリカにどのように受け継がれていったのかについてのコモンズ議論を、ミッチェルの整理に従って見ていこう。

30) コモンズに従えば、その5名とは、直接の売り手と買い手の当事者が2名、潜在的売り手と買い手としてもう2名、それに裁判官の5名である。コモンズの「取引」の3つの型とその当事者については、拙稿「ミッチェルのコモンズ論—『制度経済学』を中心に—」『経済集志』日本大学経済学部、第85巻、第1号、2015年、14-16ページを参照されたい。

31) 日々の取引に際して、裁判官が前面にでることはない。しかし極めてまれに取引を巡り法廷で争いがなされる。この時に裁判官が関与する。

32) ミッチェル自身が資本主義の発生をどのようにとらえていたのかは、拙稿「W. C. ミッチェルの貨幣経済——その進化論的経済の手法について——」『経済集志』日本大学経済学部、第71巻、第4号、2002年、217-235ページを参照されたい。

コモンズは、資本主義の特質を中世封建体制と比較し、「他人が使うために生産し、自分が使うために取得する」³³⁾とした。この視点にたてば、資本主義では交換価値が重視され、その根本的な制度は貨幣経済となる。これに対し中世封建体制では、使用価値が経済生活を支配し、交換はめったになされず、行われるとしても物々交換であった。それゆえに「財産も自由も封建時代では明確な概念ではなかった」(p.244)。

イングランドの封建制度は、征服王ウィリアム (William the Conqueror I, 1027-1087) の「ノルマン・コンクエスト」(Norman Conquest) から始まるとされる。この時期には、主権 (sovereignty) と財産が融合していた、ミッチェルはコモンズを引用して、次のように説明する。

「…、ウィリアム王の財産を君主の身分から区別することはなかった。土地は、ウィリアム王が征服した権利によって王に属しており³⁴⁾、臣民は王の支配のもとにあった。……、暴力の時代にあっては、力のある個人の意志が統治であった。農奴と農奴制の時代では、個人に対する物理的支配は、土地と動産の排他的な保持から区別できることはめったになかった。……、〔その結果、〕家臣には土地と自由のどちらに対しても執行可能な権利がなかった。(というのも) 君主は、思いのままに家臣の土地や自由を取り上げることもできれば、その期間も変更できたからであった」³⁵⁾ (p.244)。

33) Commons, J. R., *Legal Foundation of Capitalism*, p.21 [『資本主義の法的基礎』26ページ。]

34) 征服王ウィリアムによって1085年に作られた世界初と称される「土地台帳」は、キリスト教の「最後の審判」に因んで『ドゥームズデイ・ブック』(Domesday Book) と呼ばれる。

35) Commons, J. R., *Legal Foundation of Capitalism*, pp.214-216. 引用文は、ミッチェルが手を加えており、コモンズ原文とは若干異なる。

こうした状態から、土地が財産の対象であるという認識 (idea) が、統治から区別され、徐々に発生してきた。「この過程は、貨幣の使用が伴わなかったならば、効力をえることはできなかった」(p.244)。王は、自分の直接受封者である領臣 (chief tenants) が負っている封建役務である軍役を貨幣の支払いに切り替えて、常備軍を作り上げた。これはヘンリー7世 (Henry VII, 在位 1485-1509) の時代までに成し遂げられた。王は、領臣から上納金 (aids) をはじめとして徳税と呼ばれる強制献金、相続上納金などを得ていた。こうした賦課金は、かなりの程度まで王の自由裁量であった。1642年の清教徒革命を経て1660年の王政復古がなされ、初めて賦課金が定まった金額に変更され、軍役による土地保有権が廃止された。その代わりとして王のために臣民に恒久的な税を課すこととなった。この結果「君主の身分は、財産権から切り離された」(p.244)。ミッチェルはコモンズを引用する。

「金銭での租税は、統治による地代となつたし、地所からなる財産は、事業の自由や安全についての法に同化していった。その結果、ついに動産と同じように土地は、その貨幣価値を見込んで売買できるようになった」(p.244)³⁶⁾。

2. コモン・ロー裁判所の登場

コモンズは、土地をめぐる、王の主権から財産が分離されて認識される過程を描き出した。こうした財産が、不動産だけでなく、物的動産から無形財産までに拡張されていくには、コモン・ロー裁判所の判決が不可欠であった。そこでイングランドにおいてコモン・ロー裁判所が、どのように展開されていったのかを巡るコモンズの議論を、ミッチェルの整理に従って見てみよう。

11世紀のイングランドでは、地域ごとに慣習

があり、領主は荘園裁判所 (manor court) を開廷し、恣意的な判決を下していた³⁷⁾。コモン・ローは、この法廷には及ばなかった³⁸⁾。

ヘンリー2世 (Henry II, 在位 1154-1189) は、郡に王の法廷を開かせるために王が定めた巡回判事を派遣した。こうした国王裁判所は、地方領主の法廷の判決が過酷過ぎると判断した場合には、その地方の慣習に従った判決を破棄して、領主から小作人を保護するようになった³⁹⁾。賦役を貨幣での租税支払いに転換して行くのは、庶民の権利を明確にし、標準化するのに不可欠な過程であった。金納への転換によって、小作人は自分の時間を管理できるようになり、市場が提示する選択肢のなかから自分に好都合なものを選び取ることができるようになった。コモンズの主張を受けてミッチェルは、「経済の自由で一番重要でもっとも完璧な道具は、貨幣である」(p.245)⁴⁰⁾と強調

37) 簡易裁判所とも言われる自治都市 (borough) の裁判所、荘園裁判所、それに泥足裁判所とも呼ばれる定期市裁判所があった。加藤哲実「一三世紀英国定期市裁判における契約訴訟」『早稲田法学会誌』第30巻、1979年、494ページ参照。

38) 加藤哲実によれば、「国王の裁判所の慣習法であるコモン・ロー (common law) は、それ自体、中央集権的裁判制度の所産として非常に古いものである。国王裁判所は、グランヴィル (Glanville, Ranulf de, ?-1190) の時代までには、重罪と土地保有に関する訴訟に対してすでに相当の裁判権を有していたが、私的な契約にはほとんど手を触れてなかった」。加藤哲実、同上、494ページ。

39) 国王裁判所の判決は、地方ごとに異なる慣習に基づく判決よりも優先された。この判決は、イングランド全土に有効とされた。国王裁判所の判決の積み重ねが、「コモン・ロー」と呼ばれる法体系へと発展していった。「中世コモン・ローは、令状をめぐって発展した定式の制度であった。当事者は国王裁判所で起訴するために大法官府から令状を取得しなければならず、各々の令状は、個々の規則と訴訟手続きと共に特別の訴訟手続き方法と訴訟方式 (forms action) を生み出した。訴訟は、原告が大法官府に令状の認可を請求することによって始まる。その令状とは、被告の州のシェリフに、被告を国王裁判所に出頭させるべく勧告する国王の命令である。」加藤哲実、同上、504ページ。

40) Commons, J. R., *Legal Foundation of Capitalism*,

36) *Ibid.*, p.221.

する。

しかし貨幣経済が浸透することで、問題も起こった。16世紀に「価格革命」(price revolution)と呼ばれる物価の大幅な騰貴が起こった。このため算盤高い地主である領主は、小作人を追い出したり、地代を上げようとした。こうした事態から庶民を守るために、農奴でさえも受け付ける新しい裁判所が作られていった。ミッチェルはコモンズを引用して、次のように述べる。

「このようにしてついに、コモン・ロー裁判所は人民裁判所 (the people's court) になることができた。自由民の賃借人や奴隷状態にある賃借人でさえも、土地の専有や地代交渉については、地主に対して保護されるようになった」(p.245)⁴¹⁾。

ミッチェルに従えば、コモンズはこのように「コモン・ロー裁判所」の登場を説明している。

3. ギルドの特権とコモン・ローの衝突

イングランドの中世封建体制のなかで上述の事態が進む間に、「資本主義」はどのようになっていたのであろうか。ミッチェルの整理に沿って、コモンズの議論を追って行こう。

こうした間に資本主義は、交易商人たち (traders) の間で始まった。その後、町の職人たちの間で進展し始めた。商人や職人たちはギルドを組織し、周囲の領主に対して封建制度にあって優位に立てる特権 (feudal superior privileges) を手に入れて、ギルドの条例法 (by-law) を作り、執行した。この種の特権は、国王特権の末裔でもあった。しかし貨幣経済の推移につれ、ギルドの特権の受益者たちは、コモン・ローと衝突するようになった。

この衝突は、16世紀の終わりから始まり、17

世紀の商業革命 (the business revolution) に帰着した。1599年の王座裁判所 (the King's Bench) の宣言によれば、ギルドの条例法は独占に当たするため、公正な競争 (fair competition) を謳うコモン・ローに反するというのであった。ギルドの条例法は、「公共の福祉に反する」とされた。しかしこうしたギルドの条例法は、初期には特許状 (charter) で認可されており、歴代の王と議会によって承認されてきたものであった。そこでミッチェルはコモンズを引用して、次のように述べる。

「コモン・ロー裁判所は、私設裁判所に付随する私的裁判権を廃止した。その時以降、価格交渉についてのコモン・ローをイングランド王国のために築き上げる道が開かれた。ちょうど地代交渉のコモン・ローを打ち立てたのと同じようであった。事業家 (business man) は、今や、ヨーマンや〔土地〕 贍本保有者 (copy-holders)⁴²⁾ のように王が指名した裁判官によって自分の慣習を審問してもらうことができたし、自分の権利と特権をギルドと貴族たちの私的裁判権に対して主張してもらうことができた。資本主義は、攻撃段階へ入り込み、政府をコントロールする意思段階へと至った」(p.246)⁴³⁾。

このように王からギルドに授与された特権は、無効化されていった。コモン・ロー裁判所は、ギルドが編み出した多くの規制を受け入れながら、公正な競争と契約の履行というイングランド全体に渡る法規を作りだしていた。裁判所は、1580年には最初の商標権事件である、事業で競争相手の名前を使うことから被る損害請求を執行してい

p.271.

⁴¹⁾ *Ibid.*, p.222.

⁴²⁾ 「贍本保有者」とは、荘園裁判所 (manorial court) の記録 (court roll) にある贍本に基づく土地所有者である。この土地贍本に基づく土地所有制度は、1922年に廃止された。

⁴³⁾ Commons, J. R., *Legal Foundation of Capitalism*, pp.228.

る。1620年には、最初の暖簾判決（the good-will decision）が下され、販売契約が執行された。為替手形に関する規則も執行されている⁴⁴⁾。

資本主義の進展につれて、裁判所の判決は、判例として効力を持つコモン・ローとなった。しかしコモン・ローは、慣習に基づくため、新しい事態が引き起こす事件に対しては、柔軟に対処できない面もあった。そこで経済の進展が目覚ましくなり始める18世紀には、衡平法に基づく裁判権（equity jurisdiction）が大きく拡張していった。ミッチェルは、コモンズを引用して、コモン・ローと衡平法（equity）の違いを示す⁴⁵⁾。

「コモン・ローは、物的事物だけを取り扱えたに過ぎず、事が起きた後で処罰できた。一方、衡平法は、大抵の無形価値に上手く対処する。というのも衡平法は、事が起きる前に直接、文字通り遂行（performance）、回避（avoidance）、差し控えること（forbearance）を命じるからであり、こうしたことにその価値が左右される」⁴⁶⁾（p.246）。

⁴⁴⁾ これらは、それ以前に、歳市裁判所（fair court）や泥足裁判所（Court of Piepoudres, Court of Dusty Feet）と称される略式簡易裁判所の判決として積み上げられてきた。加藤哲実「中世イングランド歳市管理における役人と裁判—歳市の町セント・アイヴズについて—」『法律論叢』、明治大学法学部、第74巻、第2・3号、2001年、1-55ページ。加藤哲実「中世イングランドの歳市裁判所における免責宣誓」『法律論叢』、明治大学法学部、第84巻、第2・3号、2012年、187-231ページ。

⁴⁵⁾ 大法官裁判所（Chancellor Court）のコモン・ローは、厳格なものとなり、イングランド全土に拘束力が及んだ。これは厳格なものであるために硬直化が免れなかった。経済の進展につれ、コモン・ローでは、上手く対処できない事態が発生してきた。そこで公正・正義の原則にのっとり、個々の事件の特殊性に鑑み、救済的な意味合いで、裁量的な判決が下されるようになった。そうした判決は、判例とは見做されず、その場限りのものであった。しかし判決の積み重ねによって、コモン・ローを補うものとして、次第に判例として拘束力を持つようになって行った。

⁴⁶⁾ Commons, J. R., *Legal Foundation of Capitalism*,

こうした判決の流れなかに、「無形財産権」を産みだす契機が見られた。営利活動は、物的財産から無形財産を基礎するように転換し始めていた。ミッチェルの整理を追って行こう。

4. 無形財産の認識

裁判所は、商慣行（business practices）を法的に有効とした。「こうした商慣行には、利潤のための投資によって利得を追及することが暗黙の裡に含まれていた」（p.247）。約束手形（promissory note）は、16世紀になると徐々に法的正当性が認められてきた。その後、裁判所は、個人間で交わした約束（promises）も売買可能な商品である、と認定するに至った。こうして譲渡可能な支払い手段が作り出され、現代の信用制度の基礎が据えられた。譲渡証書や契約の譲渡性が一歩ずつ確立されていった⁴⁷⁾。

裁判所が認定する所有権（ownership）は、物的財産から、事業取引から期待される利潤へと拡張されるようになった。1743年にはすでに期待利潤が一昔前の所有権とほぼ同じように認定されていた。商売上の暖簾（good-will）の価値が考慮されるようになり、裁判所の見解は、やがて著作権法や特許法で明確化された⁴⁸⁾。

5. アメリカにおける財産と自由

ミッチェルは、イングランドを中心にしたイギリスの財産と自由をめぐるコモン・ローの進化過程を踏まえ、アメリカの状況を議論する。ミッチェ

pp.234. 傍点箇所はイタリック。

⁴⁷⁾ こうしたことが、利子率を引き下げ、資本の回転率を高めるので、資本主義の到来に寄与した、とミッチェルはコモンズの所説を整理している（p.247）。

⁴⁸⁾ コモンズの『集団行動の経済学』によれば、「財産権は、主権によって創造される」（Commons, J. R., *The Economics of Collective Action*, p.81 [『集団行動の経済学』92ページ]）と主張する。「こうした財産権は、事実、人為的なものである。… 役人や裁判所は、財産権についての考え方を商人や地主の慣習から得た」（*ibid.*, p.82 [同上訳書、93ページ]）。

ルは、コモンズ『資本主義の法的基础』の「第2章 財産・自由・価値」へと立ち戻る。

アメリカはイギリスの法制度の多くを受け入れた。とは言えアメリカでは、財産概念は自由の概念と結びついていた⁴⁹⁾。その上に、商慣行の進展に対する法理論の発達は、イングランドよりも大幅に遅れていた。

コモンズは、合衆国憲法修正第13条と第14条⁵⁰⁾に基づく1872年の連邦最高裁判所の「屠殺

場事件」判決⁵¹⁾、1890年の「ミネソタ料金事件」判決、そして1897年の「オールゲイヤー事件」(the Allgeyer case)判決をめぐり⁵²⁾、財産と自由の概念の変化を追跡する。ミッチェルの整理を追って行こう。

1872年の連邦最高裁判所の判決では、「財産」とは物理的な物件であり、その使用価値を意味していた。そして「自由」とは、奴隷状態やこれに準ずる苦役状態からの自由を意味し、「売買の権利」は含まれていなかった。しかしこの判決に際して裁判官の少数意見は、異なるものであった。つまり「職業」(“calling”)をはじめ「職種」(“occupation”), 「業種」(“trade”), 「労働」(“labor”)が財産(property)であり、「自由」(“liberty”)には、「選択権」(“right of choice”)が含まれる、とした。少数派の意見では、「財産とは交換価値があるすべてのものである。……労働力は財産であり、…、その交換価値を労働市場で実現する権利」⁵³⁾であるとした。ここで展開された少数意見は、1890年の連邦最高裁判決では多数派となり、そして1897年では裁判官の全員一致となった。かくして自由のなかに、「自由に契約を結ぶ権利」が含まれるようになった。「このようにして資本主義の論理は、裁判所が認めるように、『財産と自由を全く同じ1つの概念に結合している』⁵⁴⁾」(p.248)。

しかしコモンズは、現行の労働の売買をめぐる賃金契約は、こうした財産と自由についての判決に基づくコモン・ローの枠組み、取り分け売買をめぐる「契約の自由」と同一に見做すことはでき

平等保護を否定してはならない。」

49) コモンズの『集団行動の経済学』によれば、アメリカの経済制度は、「自由(liberty)と私有財産権(private property)に基づいている。これらは、法の正当な手続き(due process of law)によって生活費を稼いで富裕になる自由(freedom)であり、これが正義である。…これらの自由(liberties)の多くを、アメリカは、歴史の面から言えばイングランドのコモン・ローから手に入れている」。Commons, J. R., *The Economics of Collective Action*, p.200 [『集団行動の経済学』227ページ。]

ここで示されている「法の適正な手続き」とは、アメリカ合衆国憲法修正第5条(1791年)で謳われている。修正第5条は、連邦政府に適用されるものである。「何人も法の適正な手続きなしでは、生命、自由(liberty)、財産が剥奪されることはない」と規定されている。すなわち、「何人も大陪審による告発または起訴によらなければ、死刑に当たる罪またはその他不名誉な重罪について、その責を負わない。ただし、陸海軍において生じた事件、または戦争もしくは公共の危険に際して、現に軍務に就いている民兵において生じた事件は、この限りではない。何人も、同一の犯罪のために、重ねてその生命または身体を危険に曝されない。何人も、刑事事件において、自己に不利な証人になることを強制されない。何人も、法の適正な手続きによらずに、生命、自由および財産を奪われない。何人も、正当な補償なく、私有する財産を公共の用のために徴収されない」を踏まえた議論である。

50) アメリカ合衆国憲法修正第13条は、奴隷制廃止を謳ったものである。

修正第14条は、州政府に適用されるものである。その第1節、「アメリカ合衆国で生まれ、あるいは帰化した者、およびその司法権に属することになった者全ては、アメリカ合衆国の市民であり、その住む州の市民である。如何なる州もアメリカ合衆国の市民の特権あるいは免除権を制限する法を作り、あるいは強制してはならない。また、如何なる州も法の適正な手続き無しに個人の生命、自由あるいは財産を奪ってはならない。さらに、その司法権の範囲で個人に対する法の

51) この判決は、『資本主義の法的基础』278ページ注(25)で解説されている。この解説によれば、当該事件は、修正第14条のもとで提起された最初の事件であった。

52) これらの事件判決については、Commons, J. R., *Legal Foundation of Capitalism*, pp.11-21 [『資本主義の法的基础』14-26ページ]を見られたい。

53) *Ibid.*, pp.12, 13 [同上訳, 16ページ]。

54) *Ibid.*, p.22 [同上訳, 27ページ]。

ない、と考える。ミッチェルは、コモンズの見解を検討するために、『資本主義の法律的基础』の「第8章 賃金交渉—産業主義」へと転じる。

労働者が自分の労働を売るという労働契約を結ぶ場合、売るのは自分の能力を使うという意志である。つまり自分の快諾 (good-will) である。この時、労働者がこの契約を履行しないとしても、法による執行は実際上不可能である。労働者の肉体を担保物件として取り扱うことはできないし、労働者の財産を差し押さえることも、成文法によって多く場合で強制執行の除外項目とされている。自由労働者 (free laborer) は意の向くままに雇われるし、雇用者側も雇用を継続する義務もない。「労働契約は、それゆえに契約というものではない。分ごとに時間ごとに契約の更新 (renewal) がなされるのが当然だとして継続しているものである」(p.249)⁵⁵⁾。

資本主義体制は、契約の履行と交渉のうえに築かれている。従ってこのような労働契約の状況は、法の見地からすれば異常である。しかも労働組合が出現し、個々の労働者と雇用者との労働契約に介入し始めている。中世において衡平法が商慣習に基づいてビジネスを保護したように、現代の労働者に対して仕事口を保護するために、コモン・ローよりもより融通が利く「新しい正義衡平法」(new equity) が必要である。労働者に雇用を確保するために、自由競争の抑制を認める、という慣習である。長時間労働をはじめとして、不当な賃金、職業病、労災、そして失業に対する保障条項を成文法とすることで、新しい慣習を作り上げていく。裁判所は、こうした新しい慣習を認識し始めている。こうした新しい慣習は、新しいコモン・ローの基礎となり始めている (p.249)。

以上のようにミッチェルは、コモンズの『資本主義の法律的基础』を概観し、コモンズの主張をまとめにかかる。ミッチェルのコモンズ評価を見ていこう。

IV ミッチェルのコモンズ論

ミッチェルは、コモンズの『資本主義の法律的基础』に「最上級の評価を与える」(p.253)、との結論に至っている。この評価を成すためにミッチェルは、再度本書を振り返る。ミッチェルの議論を追って行こう。

ミッチェルは、コモンズの「資本主義」の捉え方から、議論を仕切り直す。

コモンズにあっては「資本主義の本質」は、封建制度とは区別されるものであり、「他人が使うために生産し、自分が使うために取得する」⁵⁶⁾ ことにある。とすればここでは、生産と消費を結び付ける取引が繰り返され、その取引は終わりのない環となる。こうして「経済学をはじめ倫理学、法学の最も基本となる単位 (ultimate unit) は、取引」(p.250) になる。売買取引では、売り手と買い手は、それぞれの眼前の相手の他に潜在的な複数の相手という選択肢を有し、その背後には裁判所が控えている。つまりこの場合、当事者は最低5名となる。

一方、既存の経済学者たちは、「最も基本的な分析単位」を「商品」とし、快楽と苦痛の感覚へと向かっていった。ミッチェルはコモンズを引用する。

「経済学者たちが商品や商品に対する個人の感覚から出発するのに対し、裁判所は取引を出発点とする。… 取引とは二人ないしそれ以上の人々の意志 (wills) から成り立っている。そしてその意思は、稀少性の世界で機械論的にしかも行為準則 (rules of conduct) に基づいて、与えたり、取ったり、説得したり、強要したり、騙したり、命令したり、従ったり、競争したり、支配したりする」(p.250)⁵⁷⁾。

⁵⁵⁾ *Ibid.*, p.285.

⁵⁶⁾ *Ibid.*, p.21 [同上訳, 26 ページ.]

⁵⁷⁾ *Ibid.*, p.7 [同上訳, 9, 10 ページ.]

そこでミッチェルは、経済学者が「取引」を「最も基本的な単位」とすれば、3つの変化が生じると主張する。

その第1は、経済学者が、「人と人との関係に関心を持つ」(p.250) ことである。

第2には、「説明原理」(principles of explanation) の変更である。ニュートン (Isaac Newton) の機械論の原理や稀少性の原理から、「ワーキング・ルールの原理」(principle of working rules) への転換である。

第3として、「人間の意思」(human will) を強調することである。経済学者が取引を科学に基づいて研究すれば、「『行動意志』(will-in-action) に関心を抱く。行動意志は、『行動能力』(faculties-in-action) である」(p.251)。経済学者が「自発的意志の理論」(volitional theory) を重視すれば、将来へと目が向かう。

取引の理論は、人々が集団 (groups) のなかに組み込まれていることを認識させる。こうした集団は、継続体と言われる「ゴーイング・コンサーン」(going concern) である。「経済の歴史は、ゴーイング・コンサーン同士の間での闘争と、ゴーイング・コンサーン内部でのワーキング・ルールを支配するための闘争の記録」(p.252) が、その大部分を占めている。経済を改革するという意味は、ゴーイング・コンサーンの力とワーキング・ルールとを、人間の変化し続ける目的に順応させることである。

ミッチェルは、コモンズがなした経済理論への貢献が、制度を重視する経済学の類型 (type) に属する、と主張する。コモンズをはじめとするこの類型の経済学者たちは、資本主義の起源と資本主義がどのように機能するのかについて、研究の光を当てている。コモンズの著作は、人間がどのように振舞うのかを説明する経済理論の構築に向けて成した最も偉大な貢献の1つである。

ミッチェルの本稿では、ミッチェル自身も認めているようにコモンズが取引をはじめゴーイング・コンサーンを十分に議論している訳ではない。

加えて「第9章 公共目的」には殆ど言及していない。このような留保条件があるが、ミッチェルは、「コモンズ教授の本書に最上級の評価を与える」(p.253) と結んでいる。

V まとめに代えて

ラザフォード (Malcolm Rutherford) によれば、コモンズは、1924年の『資本主義の法律的基礎』の刊行以前には、「制度主義者」として言及されることはなかった。しかしこの著書によって「彼 (コモンズ) は、即座に制度主義者として分類され、その著書は制度主義者の研究として頻繁に引用される事例となった」⁵⁸⁾。この契機を作った経済学者がミッチェルであり⁵⁹⁾、その「コモンズ論」は、『経済理論の諸類型』において全体像が見られる⁶⁰⁾。

本稿で検討したミッチェルのコモンズ論は、「財産がなにを意味するのか」をめぐる、中世封建体制から現代の資本主義へと至るまでを発生論的な累積的变化過程として論究したものである。「財産がなにを意味するのか」とその所有権は、コモン・ロー裁判所の判例の積み重ねによって、物的

⁵⁸⁾ Rutherford, Malcolm, "Institutionalism Between the Wars," p.293. ラザフォードは、これをミッチェルの1924年の文献 [Mitchell 1924a] としているが、この論文の参考文献リストにはそれが見当たらない。この [Mitchell 1924a] は、本稿で論じている Mitchell, "Commons on the Legal Foundations of Capitalism" と推測される。ラザフォードの本稿については、拙稿「旧制度学派の盛衰—ラザフォードの所説を中心に—」, 15-24 ページを参照されたい。

⁵⁹⁾ 「ミッチェルこそが、コモンズの『資本主義の法律的基礎』を制度派経済学への貢献として最初に特徴づけた人である。」Rutherford, M., *The Institutional Movement in American Economics, 1918-1947*, p.32. ラザフォードは、ここでミッチェルの論文 "Commons on the Legal Foundations of Capitalism" を挙げている。

⁶⁰⁾ Mitchell, W. C., *Types of Economic Theory*, pp.701-736. 拙稿「ミッチェルのコモンズ論—集団行動の経済学をめぐる—」, 11-29 ページ。

な財産から無形財産へと展開してきたことが、示されている。この財産概念は、商慣習の累積的な変化に応じるべく変化の過程を経てきた。正しくこの変化過程は、進化論的な過程である。しかも裁判所が「適正価値」に基づいて判決を下しているため、その進化過程は「人為選択」であることが明らかにされる。制度経済学の創始者と看做されるヴェブレンは、制度の変化をダーウィン主義に基づく無目的論的な変化の過程として捉えている。これがコモンズの目からみれば、進化論的過程ではあるが「自然選択」の過程と看做される⁶¹⁾のも当然であろう。

コモンズが論じる「資本主義の本質」は、封建体制と比較すれば、「他人が使うために生産し、自分が使うために取得する」というものであった。ここから「取引」が分析の基本単位とする論拠が導かれる。この取引は、単に物的財貨が引き渡されるのではなく、「所有権」が移転されるという意味である。とすればミッチェルが指摘するように、コモンズには現代経済における「所有権」がどのように機能しているのかという課題と、「所有権」がどのように生まれ、展開して現在に至っているのかという発生論的な課題が生じる。

そこでミッチェルは、コモンズによる「財産と自由の意味」の歴史的展開過程に議論を絞って論じている。このミッチェルのコモンズ論は、商慣習の累積的な過程に対応した進化過程として描かれている。正しくコモンズを「制度主義者」として取り扱うに十分な根拠を示している。それゆえに、『資本主義の法律的基礎』の前半部分を飛ばし、後半の議論を取り上げて論じることでコモンズが単なる「労働問題」の研究者ではなく、制度主義者であるとするミッチェルの意図が解き明かされる⁶²⁾。

コモンズを制度主義者として研究する場合、『資本主義の法律的基礎』の持つ意義がミッチェルによって示される。ミッチェルが、コモンズに、本書を『制度経済学』との2冊組として刊行するようにアドバイスした真意がここに見て取れる。ミッチェルの意図を踏まえれば、コモンズの「経済理論」は、制度の進化過程を研究する「進化論的経済学の理論」として捕え直すことが強く求められる⁶³⁾。

[本稿は、科研費基盤研究（B）26285048「J. R. コモンズ『制度経済学』と新発見された1927年草稿との比較分析」（代表：宇仁宏幸）の研究成果である.]

【参考文献一覧】

- Commons, John. R., *Legal Foundations of Capitalism*, New York, The Macmillan Company, 1924 [新田隆信他訳『資本主義の法律的基礎』（上巻）コロナ社, 1964年.]
 ———, *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, Madison, The University of Wisconsin Press,

入れたし（…）、1931年までにコモンズは、『制度経済学』（“institutional economics”）という用語を自身の論文（…）を特徴付けるために用いていた。Rutherford, M., *The Institutionalist Movement in American Economics, 1918-1947*, p.32.

- ⁶³⁾ 本稿の主張はコモンズが、ヴェブレンの「進化論的経済学」の系譜に属することを明らかにしようとするものである。そしてこの限りでミッチェルの意図を明らかにした。ヴェブレンとコモンズの間には、本稿で論じた「繋がり」だけでなく、両者の「相違」、 「独自性」があるのは言うまでもない。例えば佐々野謙治が主張するように、ヴェブレンは「『体制を超えた』制度の変化に説き及んで」いるが、コモンズやミッチェルは「『体制内における』制度の変化を問題にしたに留まる」、との指摘である。佐々野謙治「ヴェブレンの経済学とミッチェル、コモンズ—ヴェブレンの継承者は誰か」『エコノミクス』、九州産業大学経済学会、第12巻、第1・2号、2007年、3ページ。また佐々野の次の論文もこの主張を展開している。佐々野謙治「J. R. コモンズの制度『派』経済学—T. ヴェブレンとの関連で」『エコノミクス』、九州産業大学経済学会、第5巻、第3号、2001年、47-68ページ。

⁶¹⁾ Commons, J. R. *Institutional Economics*, p.661. 拙稿「J. R. コモンズの T. ヴェブレン論—その無形資産と『のれん』を中心に—」、24ページ。

⁶²⁾ ラザフォードによれば、「ミッチェルは、コモンズのアイディアを貨幣経済についての自身の記述に組み

- 1961 (original: The Macmillan Company 1934.) [中原隆幸訳『制度経済学—政治経済学におけるその位置』(上巻), ナカニシヤ出版, 2015年.]
- , *The Economics of Collective Action*, New York, The Macmillan Company, 1950 [春日井薫, 春日井敬訳『集団行動の経済学』東京文雅堂書店, 1958年.]
- Dugger, William, “The Transaction Cost Analysis of Oliver E. Williamson: A New Synthesis?” *Journal of Economic Issues*, Vol.17, No.1, 1983, pp.95-114.
- Gruchy, Allan G., *Modern Economic Thought: The American Contribution*, New York, Prentice-Hall, Inc., 1947.
- Mitchell, Wesley C., “Commons on the Legal Foundations of Capitalism,” *The American Economic Review*, Vol.14, No.2, 1924, pp.240-253.
- , *Business Cycles: The Problem and Its Setting*, New York: National Bureau of Economic Research, 1927 [春日井薫訳『景気循環I—問題とその設定』文雅堂書店, 1961年.]
- , *Types of Economic Theory: From Mercantilism to Institutionalism*, ed., by Joseph Dorfman, Vol.2, New York, Augustus M. Kelley Publishers, 1969.
- Rutherford, Malcolm, “Institutionalism Between the Wars,” *Journal of Economic Issues*, Vol.34, No.2, 2000, pp.291-303.
- , *The Institutional Movement in American Economics, 1918-1947: Science and Social Control*, New York, Cambridge University Press, 2011.
- Veblen, Thorstein B., “Why is Economics Not an Evolutionary Science?” in *The Place of Science in Modern Civilisation: And Other Essays*, New York, Russell and Russell, 1961 (original 1919), pp.56-81. [高哲男訳「附論 経済学はなぜ進化論的科学でないのか」『有閑階級の理論 増補新訂版 附論 経済学はなぜ進化論的科学でないのか』講談社学術文庫, 2015年, 396-415ページ.]
- 伊藤文雄『コモンズ研究—産業民主主義への道—』同文館, 1975年.
- 内田成「ジョン・R・コモンズとオリバー・E・ウィリアムソン—取引費用理論に関する一研究—」『埼玉学園大学紀要(経営学部編)』, 第12号, 2012年, 47-60ページ.
- 小原敬士「ジョン・R・コモンズ集団行動の経済学」『季刊 経済研究』, 第3巻, 第1号, 1952年, 73-75ページ.
- 加藤健「J. R. コモンズの経済思想とアメリカにおけるウェルフェアの実現」『経済論叢』, 京都大学経済学会, 2013年, 第187巻, 第1号, 35-49ページ.
- 加藤哲実「一三世紀英国定期市裁判における契約訴訟」『早稲田法学会誌』, 第30巻, 1979年, 493-520ページ.
- , 「中世イングランド歳市管理における役人と裁判—歳市の町セント・アイヴスについて—」『法律論叢』, 明治大学法学部, 第74巻, 第2・3号, 2001年, 1-55ページ.
- , 「中世イングランドの歳市裁判所における免責宣誓」『法律論叢』, 明治大学法学部, 第84巻, 第2・3号, 2012年, 187-231ページ.
- 佐々野謙治「J. R. コモンズの制度『派』経済学—T. ヴェブレンとの関連で—」『エコノミクス』, 九州産業大学経済学会, 第5巻, 第3号, 2001年, 47-68ページ.
- , 「ヴェブレンの経済学とミッチェル, コモンズ—ヴェブレンの継承者は誰か—」『エコノミクス』, 九州産業大学経済学会, 第12巻, 第1・2号, 2007年, 1-32ページ.
- 拙稿「旧制度学派の盛衰—ラザフォードの所説を中心に—」『日本大学経済学部経済科学研究所 紀要』, 日本大学経済学部, 第30号, 2001年, 15-24ページ.
- , 「W.C. ミッチェルの貨幣経済—その進化論的手法について—」『経済集志』, 日本大学経済学部, 第71巻, 第4号, 2002年, 217-235ページ.
- , 「J. R. コモンズのT. ヴェブレン論—その無形資産と「のれん」を中心に—」『経済論叢』, 京都大学経済学会, 第187巻, 第1号, 2013年, 17-34ページ.
- , 「ミッチェルのコモンズ論—『制度経済学』を中心に—」『経済集志』, 日本大学経済学部, 第85巻, 第1号, 2015年, 11-27ページ.
- , 「ミッチェルのコモンズ論—コモンズの集団行動の経済学—」『経済集志』, 日本大学経済学部, 第85巻, 第4号, 2016年, 11-29ページ.
- 寺川隆一郎「ジョン・R・コモンズと『アメリカ精神』—エリック・フェーゲリンの議論を手がかりに—」『相関社会科学』, 東京大学大学院総合文化研究科, 第24号, 2015年, 59-79ページ.
- 長坂寛・田中一郎「制度学派的経営学におけるJ. R. コモ

ンズと彼の業績に対する所見』『松蔭大学紀要』，松蔭大学，16号，2013年，151-185ページ。